

監査法人のガバナンス・コードの適用状況

(表中の P 数は「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の頁数)

原則及び指針		当監査法人の対応
監査法人が果たすべき役割		
原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
指針 1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	P1 代表者メッセージ P4 基本理念 ・職業的専門家として社会の規範を重んじる。 ・常に業務水準の向上に努める。 ・社会、クライアントの期待に応える。 P12 社員のメンバーと業務担当
指針 1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	P1 代表者メッセージ 行動指針 P4 基本理念
指針 1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	P6 職業倫理及び独立性（体制） P7 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び専任 P15 人事評価 評価結果についての個別面談の実施
指針 1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	P1 代表者メッセージ 行動指針 P14 人的基盤に関する基本方針 P15 人材育成の方法（月例ミーティングの実施）
指針 1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	P19 財務基盤の状況 非監査業務は会計監査に関する幅広い知見や経験を獲得する機会として重要と認識していますが、監査業務の遂行に支障のない範囲で受嘱することとしています。 P6 職業倫理及び独立性（体制）独立性チェック P14 人材採用の考え方 P15 人材育成の方法
指針 1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	該当事項はありませんが、海外子会社等の監査については、P20 国際対応基盤に記載しています。

原則及び指針	当監査法人の対応
組織体制	
原則 2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。
指針 2 - 1	<p>監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。</p> <p>社員 10 名を含む 40 名未満の組織であり、全構成員の顔が見える規模で、組織運営はシンプルであることから、特別な経営機関を設置し運営する必要性は低いと判断しています。無限責任社員の全員が経営に直接関与し、相互に監視・牽制することにより、業務運営の継続的な適正化を図っています。</p>
指針 2 - 2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含み分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備 <p>→ 組織・ガバナンス基盤 P11 社員会 P12 社員会のメンバーと業務担当</p> <p>→ 組織・ガバナンス基盤 P12 品質管理部 (監査品質のための情報、ツールの提供)</p> <p>→ 四半期毎に経営者・監査役と面談しています。</p> <p>→ 人的基盤 P15 人材育成の方法、人事評価</p> <p>→ IT 基盤 P16 IT の利用 P17 監査調書の電子化</p>
指針 2 - 3	<p>監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。</p> <p>経営機能を果たす人員には、監査の品質向上を常に優先すること、監査の本分を忘れず、謙虚に辛抱強く業務を遂行すること、監査対象の環境、組織、人は常に変化していることを忘れず固定観念にとらわれないことを求めています。</p>

原則及び指針	当監査法人の対応
組織体制	
原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。
指針 3 - 1	<p>監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p> <p>P13 経営監督・評価委員</p> <p>当監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、社員会が経営監督・評価委員（1名）を選任しています。</p>
指針 3 - 2	<p>監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p> <p>P13 経営監督・評価委員</p> <p>経営監督・評価委員には、会計・監査に関する知見とともに、法人運営の業務に携わった経験のある者を任命しています。経営監督・評価委員は、当監査法人の如何なる業務にも携わらずに、公正な立場から経営機能の監督・評価を行います。</p>
指針 3 - 3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 <p>P13 経営監督・評価委員</p> <p>経営監督・評価委員は、年2回、4月と10月の社員会にて経営機能の実効性に関する監督・評価の報告をし、社員との質疑応答を行います。</p>
指針 3 - 4	<p>監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p> <p>P13 経営監督・評価委員</p> <p>経営監督・評価委員は、品質管理担当責任者を窓口にして、当監査法人の経営に関する情報を入手し、必要に応じて社員会に参加し、意見交換しています。</p>

原則及び指針	当監査法人の対応
業務運営	
原則 4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
指針 4 - 1	<p>監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p> <p>➡ 組織・ガバナンス基盤 P11 社員会 月例ミーティングにおいて、監査の現場が認識した情報を共有しています。 また毎年6月下旬に総括会を開催し、被監査会社ごとの監査品質を含めた会計監査の状況の報告・質疑応答を行っています。</p>
指針 4 - 2	<p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p> <p>➡ 人的基盤 P15 人材育成の方法、人事評価</p>
指針 4 - 3	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること <p>➡ 品質管理基盤 P8 業務の実施（体制）</p> <p>➡ 公認会計士協会の各種委員会の委員となることを積極的に指導しています。</p> <p>➡ 人的基盤 P15 人材育成の方法、人事評価</p> <p>➡ IT技術の習得などの講習会にかかる費用を監査法人で負担しています。</p>
指針 4 - 4	<p>監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p> <p>被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役とは、四半期ごとにコミュニケーションをしており、監査上のリスク等は意見交換の主要テーマとなっています。被監査会社への往査ごとに、講習会を行い、往査結果の伝達と意見交換を行っています。</p>
指針 4 - 5	<p>監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。</p> <p>当監査法人にもたらされる情報に適切に対処するため、ホームページにおいて監査ホットラインを設置しております。通報者が不当な取扱いを受けないよう留意するとともに、必要に応じて法律専門家を関与させる等、伝えられた情報を適切に活用する方針となっています。</p>

原則及び指針	当監査法人の対応
透明性の確保	
原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。
指針 5 - 1	<p>監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p> <p>本原則の適用の状況や、監査品質の向上に向けた取組みについて、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」として毎年9月に当監査法人 HP 及び日本公認会計士協会 HP 「登録上場会社等監査人情報」で公表します。</p>
指針 5 - 2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 (AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・監査法人における品質管理システムの状況 ・経営機関等の構成や役割 ・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・特定の被監査会社からの報酬に左右さ <p>全ての項目について、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」に記載しています。</p> <p>P1 代表者メッセージ P4 基本理念</p> <p>P1 代表者メッセージ 行動指針</p> <p>P2 監査品質の指標 (AQI)</p> <p>P10 外部機関によるレビュー等の状況</p> <p> } <ul style="list-style-type: none"> P11 社員会 P12 社員会のメンバーと業務担当 P12 審査会・審査部、品質管理部 P13 経営監督・評価委員 </p> <p>P19 財務基盤の状況</p> <p>P16～P17 IT 基盤</p> <p>P2 人員構成 P14 人財採用の考え方 P15 人財育成の方法 P18 報酬依存度に関する考え方</p>

原則及び指針		当監査法人の対応
透明性の確保		
指針 5 - 2	<p>れない財務基盤が確保されている状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<p>P20 海外子会社等の監査</p> <p>P9 品質管理システムの評価</p>
指針 5 - 3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	<p>該当事項はありませんが、海外子会社等の監査については、P20 国際対応基盤に記載しています。</p>
指針 5 - 4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、経営者や監査役等に対しては、毎年、面談する折に意見交換をしています。また株主、その他の資本市場の参加者等に対しては、日本公認会計士協会 HP の「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」において、会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する情報を発信しています。会計監査の品質の向上に向けた取組みには、経営監督・評価委員や外部顧問からの意見を反映させています。</p>
指針 5 - 5	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>本原則の適用の状況や監査品質向上に向けた取組みの実効性を毎年評価し、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」のアップデート及び「業務及び財産の状況に関する説明書類」の作成を行います。</p> <p>P9 品質管理システムの評価</p>
指針 5 - 6	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<p>資本市場の参加者等から監査法人に寄せられた意見や情報、品質管理システムの評価結果、ガバナンス・コードの適用状況は全て社員会へ報告され、組織的運営にフィードバックしています。</p>